

議案第47号

富士見都市計画事業鶴瀬駅西口土地区画整理事業施行規程及び富士見都市計画事業鶴瀬駅東口土地区画整理事業施行規程の一部を改正する条例の制定について

富士見都市計画事業鶴瀬駅西口土地区画整理事業施行規程（平成4年条例第20号）及び富士見都市計画事業鶴瀬駅東口土地区画整理事業施行規程（平成12年条例第26号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和6年6月4日提出

富士見市長 星野光弘

提案理由

清算金を分割徴収する際に付すべき利子の利率改定等を行うため、富士見都市計画事業鶴瀬駅西口土地区画整理事業施行規程及び富士見都市計画事業鶴瀬駅東口土地区画整理事業施行規程の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出します。

富士見都市計画事業鶴瀬駅西口土地区画整理事業施行規程及び富士見都市計画事業鶴瀬駅東口土地区画整理事業施行規程の一部を改正する条例

(富士見都市計画事業鶴瀬駅西口土地区画整理事業施行規程の一部改正)

第1条 富士見都市計画事業鶴瀬駅西口土地区画整理事業施行規程（平成4年条例第20号）の一部を次のように改正する。

第24条中「第91条第3項」を「第91条第4項」に改める。

第26条第2項を次のように改める。

2 前項前段の規定にかかわらず、分割徴収する清算金を納付すべき者の資力が乏しいため、別表第1に定めるところにより納付することが困難であると認められるときは、10年以内において施行者が定める期限及び回数により分割徴収することができる。

第26条中第9項を第10項とし、第6項から第8項までを1項ずつ繰り下げ、第5項中「第1項」の次に「又は第2項」を加え、同項を同条第6項とする。

第26条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 前2項の規定により清算金を分割徴収し、又は分割交付する場合において、当該清算金に付すべき利子は、第1回の分割徴収し、又は分割交付すべき期日の翌日から付するものとし、当該利子の利率は、次の各号に掲げる清算金の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める利率とする。

(1) 分割徴収する清算金 法第103条第4項の規定による換地処分の日
の翌日における財政融資資金（財政融資資金法（昭和26年法律第100号）
第2条の財政融資資金をいう。）の貸付利率のうち、次に掲げる条件の全てに
該当する貸付金に対して適用される利率（当該利率が法第103条第4項の規
定による換地処分の日における法定利率を超えるときは、当該法定
利率）

ア 償還方法が元金均等半年賦償還であること。

イ 金利方式が全期間固定金利方式であること。

ウ 償還期間が5年以内であること。

エ 据置期間がないこと。

(2) 分割交付する清算金 法第103条第4項の規定による換地処分の公告の日の翌日における法定利率

(富士見都市計画事業鶴瀬駅東口土地区画整理事業施行規程の一部改正)

第2条 富士見都市計画事業鶴瀬駅東口土地区画整理事業施行規程（平成12年条例第26号）の一部を次のように改正する。

第22条中「第91条第3項」を「第91条第4項」に改める。

第24条第2項を次のように改める。

2 前項前段の規定にかかわらず、分割徴収する清算金を納付すべき者の資力が乏しいため、別表第1に定めるところにより納付することが困難であると認められるときは、10年以内において施行者が定める期限及び回数により分割徴収することができる。

第24条中第9項を第10項とし、第6項から第8項までを1項ずつ繰り下げ、第5項中「第1項」の次に「又は第2項」を加え、同項を同条第6項とする。

第24条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 前2項の規定により清算金を分割徴収し、又は分割交付する場合において、当該清算金に付すべき利子は、第1回の分割徴収し、又は分割交付すべき期日の翌日から付するものとし、当該利子の利率は、次の各号に掲げる清算金の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める利率とする。

(1) 分割徴収する清算金 法第103条第4項の規定による換地処分の公告の日の翌日における財政融資資金（財政融資資金法（昭和26年法律第100号）第2条の財政融資資金をいう。）の貸付利率のうち、次に掲げる条件の全てに該当する貸付金に対して適用される利率（当該利率が法第103条第4項の規定による換地処分の公告の日の翌日における法定利率を超えるときは、当該法定利率）

ア 償還方法が元金均等半年賦償還であること。

イ 金利方式が全期間固定金利方式であること。

ウ 償還期間が5年以内であること。

エ 据置期間がないこと。

(2) 分割交付する清算金 法第103条第4項の規定による換地処分の公告の日の翌日における法定利率

附 則

この条例は、令和6年7月1日から施行する。